



# シニアのひろば



「4月から介護保険制度の改正により新しい総合事業が始まります」

## ◆新しい総合事業とは？

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「新しい総合事業」）は、介護予防に向けた地域づくりの仕組みとして、サービスの提供が行われます。

この新しい総合事業は、①「介護予防・生活支援サービス事業」②「一般介護予防事業」から構成され、生活支援のニーズに添えていくため、多様なサービスを提供します。

## ①介護予防・生活支援サービス事業

### 【対象】

介護保険要支援1・2の認定を受けた方や、**介護予防基本チェック**により生活機能の低下が見られる方

### 【内容】

- 訪問型サービス（ヘルパーによる身体介護、生活援助など）
- 通所型サービス（デイサービスなどでの生活支援や機能回復・健康維持のための運動など）

## ②一般介護予防事業

### 【対象】

65歳以上の方

### 【内容】

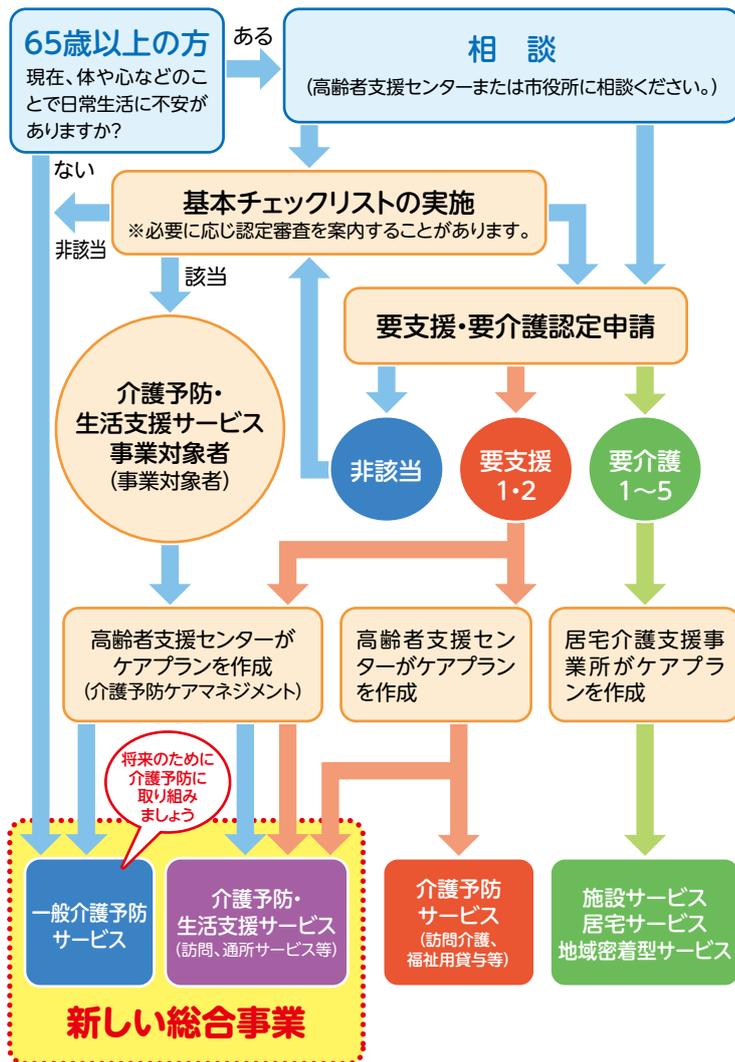
- 閉じこもり予防教室
- はつらつシニア体操
- すこやか元気体操など

※詳細は高齢福祉課にある資料をご覧ください。

### 【移行時のポイント】

- 3月までに要支援認定を受けた方は、

## ●新しい総合事業の利用の流れ



認定更新などまではこれまでの予防給付としてサービスを利用することもできません。

※全国共通の質問票で、運動器の機能低下や低栄養、もの忘れ、うつ症状などに関する25項目のチェックリストにより、生活機能のチェックを行います。

▼高齢福祉課高齢福祉係  
☎ 23・4654 FAX 23・3545